

新潟県立新潟東高等学校 部活動に係る活動方針

本校では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3月スポーツ庁)並びに、「新潟県部活動の在り方に係る方針(改訂版)」(H31.3月新潟県教育委員会)に則り、以下のとおり標記活動方針を定める。

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、本校教育活動の中核として位置づけ、生徒の自主的・自発的態度を育成するための一助とする。
- (2) 余暇の善用を図り、生涯に渡り充実した生活を築こうとする意欲を醸成し、前向きに生きる態度を育む。
- (3) 競技力や技術を向上させるとともに、個性の伸長を図り、集団の中での人との関わり方を学び、現実社会で生き抜く力を育む。
- (4) 生涯教育の一環として楽しみながら活動する態度を育てる。

2 本年度の部活動について(体育部 12 種目、文化部 11 種目、同好会 2 種目)

(1) 本年度設置する部活動について

バレーボール男・女/バスケットボール男・女/バドミントン男・女/卓球
テニス男・女/野球/サッカー/陸上競技/弓道/剣道/登山/少林寺拳法
吹奏楽/書道/家庭科/放送/美術・漫画研究/文芸/演劇/マイコン/科学/茶道
/華道/囲碁将棋/ボランティア

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 〈学期中〉 平日 2 時間 週休日等 3 時間程度
〈長期休業中〉 平日・週休日等 3 時間程度
※練習試合や大会等を除くものとする

- ② 休養日 平日 1 日以上、週休日等 1 日以上を原則とするが、年間で 100 日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に 50 日以上を充てる。
大会等を踏まえると部活動毎に休養日が異なることから、具体的には別紙「年間活動計画」による。

② その他

- ・ 単元テスト期間 3 日前(土日を含む)及び学校閉庁日は部活動を原則、実施しない(単元テスト最終日は活動してもよい)。ただし大会等がある場合には校長に相談する。

(3) 大会等の参加について

部活動として参加する大会等は、以下に該当するものとする。

- ① 新潟県高等学校体育連盟・新潟県高等学校野球連盟・新潟県高等学校文化連盟が主催、共催、後援の大会等とする。
- ② その他の大会等については、校長が許可した場合のみ参加を認めるが、計画に当たっては、生徒の健康面・学習面には十分配慮すること。

3 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動指導において体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠くことのできない大切なことであることから、顧問としての指導に関する方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 感染症防止対策について

各競技団や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。学級閉鎖期間は、症状が出ていない選手等の大会参加は認めるが、練習は原則として認めない。

(4) その他

部活動の会計処理については、「新潟県県立学校徴収金会計取扱要綱」及び「学校徴収金及び関係団体徴収金取扱要領」による。

4 その他

上記によらない場合については、校長が決定する。

平成30年6月1日 策定
令和3年4月20日 改訂
令和4年4月5日 改訂
令和5年4月3日 改訂
令和7年4月2日 改訂
令和8年4月1日 改訂